

第10期中野区健康福祉審議会 介護・高齢部会 報告書（案） 概要

区は、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたり、令和5年4月、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」等について、第10期中野区健康福祉審議会へ諮問した。

これを受け、令和5年4月から8月までの期間に同審議会介護・高齢部会で審議した内容を、報告書としてまとめたものである。

第1章 中野区高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画に盛り込むべき基本的な考え方について

1 介護予防・生活支援の推進について

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、これまで様々な見直しを行いながら住民主体サービスなど多様なサービスを提供してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによる「閉じこもり」の増加など、新たな課題への対策が必要となっている。

- ・短期集中予防サービス事業の位置づけや効果的な運用など事業全体の見直しの検討
- ・地域での自主的な活動と担い手をつなぐマッチング機能の強化、男性を地域の居場所や活動につなげるための地域デビュー支援等の実施
- ・介護予防事業や地域の居場所などの情報発信の強化
- ・効果的な介護予防ケアマネジメントを行うための支援の実施
- ・住民主体サービスの会場までの行き帰りが困難な方への対応等の検討

2 認知症施策の推進について

認知症になっても住み慣れた地域で継続して自分らしく暮らすことができるように、認知症の人やその家族を支える地域づくりを進めるとともに、高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者や、独居高齢者の増加への対応を強力に推進していく必要がある。

- ・認知症サポーター・認知症サポートリーダーの活用
- ・認知症の人を見守る体制
- ・認知症の普及啓発の促進
- ・もの忘れ検診の継続
- ・認知症の方の移動支援

3 特養・グループホーム等施設の整備を進めるための方策について

住み慣れた地域での生活を継続するためには、多様な在宅サービスが整備されている必要がある。一方で、単身や寝たきり等の場合には、施設サービスを希望する方もいることから施設サービスの定員数についても一定程度確保していく必要がある。

- ・特別養護老人ホームの整備に向けた方向性
- ・在宅サービスを含めた介護サービス基盤の整備

4 中野区の介護事業所における人材の質・量の確保を図るための方策について

区内の介護サービス事業所においても人材不足が深刻化しているが、区の調査によると、区内の介護人材の人数は昨年と比べてもほぼ横ばいとなっている。今後、要介護認定者数の増加等により介護サービスの需要が更に高まっていくことが見込まれる中、介護人材の確保に向けた取組を更に進めていく必要がある。

- ・人材確保に関する課題の整理
- ・今後の介護人材の確保に向けた取組みの検討